

○浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱

昭和55年12月9日

告示第42号

改正 昭和56年3月20日告示第36号

(題名改称)

昭和59年11月21日告示第36号

昭和61年5月21日告示第39号

(題名改称)

平成6年12月14日告示第152号

(題名改称)

平成9年3月14日告示第33号

平成9年10月16日告示第187号

平成9年11月7日告示第198号

平成11年3月26日告示第50号

平成13年3月1日告示第10号

平成20年3月31日告示第45号

平成20年10月1日告示第105号

平成22年9月29日告示第116号

平成24年7月5日告示第75号

平成24年10月3日告示第97号

(題名改称)

平成26年3月7日告示第19号

平成29年5月25日告示第58号

平成29年5月31日告示第60号

平成31年3月29日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「医療費等」という。）の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭61告示39・平6告示152・一部改正)

(対象者)

第2条 この要綱により医療費等の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、別表第1に掲げる社会保険各法による被保険者及び被扶養者である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、かつ、現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第1に定める程度の障がいの状態にある者をいう。以下同じ。）を扶養している者及びその児童

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離婚した者であつて現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの

イ 配偶者が施行令別表第2に定める程度の障がいの状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあつては、3か月）以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令の申立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた者

カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

キ アからカまでに該当する者と同様の事情にあると市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでに該当する養育者（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する祖父母その他の者をいう。）及びその児童

(3) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、児童と別居して、これを監護する祖父母その他の者が監護する場合の児童

（平6告示152・全改、平9告示33・平20告示45・平20告示105・平24

告示75・平24告示97・平26告示19・平29告示58・一部改正)

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、医療費等の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同法第38条に規定する母子生活支援施設を除く。）に措置によつて入所している児童及び当該児童を現に扶養している者（他に措置によつて入所していない児童を現に扶養している者を除く。）
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは別表第1に掲げる社会保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設に措置によつて入所している児童及び当該児童を現に扶養している者（他に措置によつて入所していない児童を現に扶養している者を除く。）
- (5) 前号に規定する施設に措置によらずに入所している児童を現に扶養している者
- (6) 対象者（児童を除く。次号において同じ。）の前年の所得（1月1日から10月31日までの間に受けた保険診療又は保険調剤に係るものにあつては前々年の所得。次号において同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該対象者の扶養親族等でない児童で当該対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表第2（父及び母が死亡した（生死不明の場合を含む。）児童を養育する対象者にあつては、別表第3）で定める額以上であるとき。この場合において、所得の範囲については施行令第3条の規定を、所得の額の計算方法については施行令第4条の規定をそれぞれ準用する。
- (7) 対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務

者で当該対象者と生計を同じくするものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき。

(8) 国又は地方公共団体の施策により医療費等の助成を受けることができる者

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前年における当該被災者の所得に関しては、前項第4号及び第5号の規定は、適用しない。

（昭61告示39・一部改正、平6告示152・旧第4条繰上・一部改正、平9告示33・平11告示50・平20告示105・平29告示58・平31告示44・一部改正）

（助成の範囲）

第4条 この要綱による医療費等の助成は、対象者が保険診療又は保険調剤を受けた場合に行うものとし、その助成金の額は別表第1に掲げる社会保険各法に定めるところにより、対象者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 保険者が給付する附加給付その他の給付がある場合は、当該給付額
- (2) 入院については食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円として計算して得た額並びに保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円として計算して得た額
- (3) 国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額

（昭61告示39・全改、平6告示152・旧第5条繰上、平20告示105・平22告示116・平29告示58・一部改正）

（申請）

第5条 医療費等の助成を受けようとする対象者は、浦安市ひとり親家庭等医療費等助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該書類に係る事実について確認することができるときは、当該書類の添付は要しない。

- (1) 戸籍の全部事項証明書
- (2) 世帯員全員の記載のある住民票の写し
- (3) 別表第1に掲げる社会保険各法の規定による被保険者証又は組合員証
- (4) 対象者及びその扶養義務者の所得額を証する書類
- (5) 養育費に関する申告書（別記第2号様式）
- (6) 浦安市ひとり親家庭等医療費等に係る医療機関等証明書（別記第3号様式）又は医療機関等で発行された領収書等の書類であつて負担した医療費等の額のうち内訳を明らかにするもの
- (7) 社会保険各法の規定による高額療養費の支給又は付加給付があるときは、その旨を証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（昭56告示36・昭61告示39・一部改正、平6告示152・旧第6条繰上・一部改正、平22告示116・平24告示97・平29告示58・一部改正）

（証明手数料の支給）

第6条 市長は、前条第6号に掲げる書類の交付に要した費用については、助成金の支給と同時に支給するものとする。ただし、200円を限度とする。

（昭56告示36・昭61告示39・一部改正、平6告示152・旧第7条繰上、平29告示60・一部改正）

（申請期間）

第7条 第5条の申請は、医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、天災その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（昭56告示36・一部改正、平6告示152・旧第8条繰上・一部改正、平9告示33・平20告示105・一部改正）

（決定等の通知）

第8条 市長は、第5条の申請を受けたときは、その適否を審査し、浦安市ひ

とり親家庭等医療費等助成決定・却下通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（昭56告示36・昭61告示39・一部改正、平6告示152・旧第9条繰上・一部改正、平24告示97・平29告示58・一部改正）

（譲渡又は担保の禁止）

第9条 助成の決定を受けた者は、助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（平9告示33・追加、平29告示58・旧第10条繰上）

（助成金の返還）

第10条 偽りその他不正の行為によつて、この要綱による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（昭56告示36・一部改正、平6告示152・旧第10条繰上、平9告示33・旧第9条繰下、平29告示58・旧第11条繰上）

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和55年10月1日以降の診療分から適用する。

附 則（昭和56年3月20日告示第36号）

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月21日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和61年5月21日告示第39号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市母子家庭医療費等助成要綱の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の浦安市母子家庭医療費等助成要綱の規定は、昭和61年4月1日以降の診療分から適用し、昭和61年3月31日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成6年12月14日告示第152号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市母子家庭医療費等助成要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の浦安市母子家庭医療費等助成要綱の規定は、平成6年4月1日以降の診療分から適用し、平成6年3月31日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日告示第33号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市母子家庭・父子家庭等医療費等助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱の規定は、平成8年4月1日以降の診療分から適用し、同年3月31日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年10月16日告示第187号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市母子家庭・父子家庭等医療費等助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成9年8月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の要綱の規定は、平成9年8月1日以降の診療分から適用し、同年7月31日以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年11月7日告示第198号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日告示第50号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月1日告示第10号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年10月 1 日告示第105号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市母子家庭・父子家庭等医療費等助成要綱の規定は、平成20年10月 1 日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 9 月29日告示第116号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 5 日告示第75号）

この告示は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成24年10月 3 日告示第97号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表第 4 の規定は、平成24年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 3 月 7 日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年 5 月25日告示第58号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年 5 月30日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 6 号に後段を加える改正規定及び附則第 3 項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱の規定は、施行の日以後の診療分又は調剤分から適用し、同日前の診療分又は調剤分については、なお従前の例による。

3 この告示（附則第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の浦安市ひとり親家庭等医療費等助成要綱の規定は、平成29年 8 月 1 日以後の診療分又は調剤分から適用し、同日前の診療分又は調剤分については、

なお従前の例による。

附 則（平成29年 5 月31日告示第60号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第44号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 2 条・第 3 条第 1 項第 4 号・第 4 条・第 5 条第 2 号・第 9 条第 2 号）

（昭59告示36・一部改正、平 9 告示33・旧別表・一部改正、平 9 告示187・平20告示105・平22告示116・平26告示19・一部改正）

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 国民健康保険法
- 6 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

別表第 2（第 3 条第 1 項第 6 号）

（平 9 告示33・追加、平 9 告示187・平22告示116・平24告示97・一部改正、平29告示58・旧別表第 4 繰上、平31告示44・一部改正）

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	2,342,000円
1 人以上	2,342,000円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族があるときは当該同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族 1 人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは当該特定扶養親

族等 1 人につき 150,000 円をその額に加算した額)

別表第 3 (第 3 条第 1 項第 6 号)

(平 9 告示 33・追加、平 9 告示 187・平 22 告示 116・一部改正、平 29 告示 58・旧別表第 5 繰上)

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	6,216,000 円
1 人	6,465,000 円
2 人以上	6,465,000 円に扶養親族等又は児童のうち 1 人を除いた扶養親族等又は児童 1 人につき 213,000 円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000 円を加算した額)

別表第 4 (第 3 条第 1 項第 7 号)

(平 9 告示 33・追加、平 9 告示 187・平 22 告示 116・一部改正、平 29 告示 58・旧別表第 6 繰上)

扶養親族等又は児童の数	金額
0 人	6,216,000 円
1 人	6,465,000 円
2 人以上	6,465,000 円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000 円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000 円を加算した額)

別 記

第 1 号様式 (第 5 条)

浦安市ひとり親家庭等医療費等助成申請書

年 月 日

浦安市長

様

住 所

氏 名

電話番号 ()

次のとおり浦安市ひとり親家庭等医療費等の助成を受けたいので、申請します。

フリガナ		男・女	申請者との続柄	本人・子・その他		
受診者氏名			生年月日	年	月	日
該当する最年少の子の氏名			生年月日	年	月	日
加入 社会 保 険	政府	全国健康保険協会		支部	電話番号	
	組 合	健康保険組合			電話番号	
	共 済	共済組合			電話番号	
	国 保	国民健康保険			電話番号	
		保険者番号		記号		番号
	資格取得年月日		年	月	日	
振 込 先	銀行・信用金庫		普通・貯蓄		支店・出張所	
	金融機関 コード				支店 コード	
	口座番号		フリガナ			
			名 義			
児童扶養手当証書番号		第		号		
ひとり親家庭等医療費等助成の審査に必要な私の課税状況の確認をすることに同意します。						
申請者氏名 扶養義務者氏名 扶養義務者氏名 扶養義務者氏名						

第2号様式（第5条第5号）

養育費に関する申告書

- 1 前年に受け取った養育費（1月から10月までの診療分又は調剤分については前々年に受け取った養育費）はありましたか。

有	・	無
---	---	---

- 2 養育費を受け取っている方のみ、以下を記入してください。

受取人	養育費の額	受取状況
母又は父・児童	円	年 月 ～ 年 月 受取額（月額 円）
母又は父・児童	円	年 月 ～ 年 月 受取額（月額 円）
母又は父・児童	円	年 月 ～ 年 月 受取額（月額 円）
合 計	円	

上記のとおり相違ありません。

浦安市長 様

年 月 日

氏 名 _____

第3号様式（第5条第6号）

浦安市ひとり親家庭等医療費等に係る医療機関等証明書

年 月 日

浦安市長

様

（保険医療機関等）

所在地

名称

代表者氏名



医療費等を次のとおり領収したことを証明します。

フリガナ 受診者氏名			生年月日	年 月 日
診療（調剤）月	年 月分			
医療区分	1. 医科 2. 歯科 3. 調剤 4. その他（ ）			
外 来	総医療点数 患者負担額	点 円	公費負担額 有（ ）円・無	
	診療（調剤） 実日数		診療（調剤）日	日
入 院	総医療点数 患者負担額	点 円	公費負担額 有（ ）円・無	
	食事療養費	円（ ）日分		
	入院期間	（ 年 月 日 ～ 年 月 日） （ 年 月 日 ～ 年 月 日）		
証明手数料	円			

（注） 診療（調剤）報酬明細書ごとに発行してください。

第4号様式(第8条)

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市ひとり親家庭等医療費等助成決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあつた浦安市ひとり親家庭等医療費等の助成について、下記のとおり決定・却下したので、通知します。

記

1 決定

支給額 円
支給日 年 月 日
振込口座

2 却下

理由